

人権感覚育成プログラム(社会教育編)の発刊にあたって

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれた世界人権宣言が、1948年(昭和23年)に国連総会で採択されて、60年が経過しました。その間、国内外で人権教育に関する様々な取組が行われてきました。

国連では、平成17年から「人権教育のための世界計画」が開始され、その第一段階(平成17年～平成19年)として、初等中等教育に焦点を当てた人権教育の推進を世界的規模で進めてきました。

我が国では、平成12年に成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受け、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。その中で、人権教育の推進には、「対象者の発達段階を踏まえ、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くようにしていくことが重要である。」ことが強調されました。また、文部科学省は、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、学校教育における人権教育の効果的な指導の研究を進め、平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しました。

埼玉県教育委員会では、こうした人権を取り巻く国内外の情勢を踏まえて、平成14年に策定された「埼玉県人権施策推進指針」を受け、翌年に「埼玉県人権教育推進プラン」を作成し、積極的に人権教育の推進に努めてきました。特に、平成20年度から人権感覚育成プログラム開発事業に着手し、前述の「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」の座長である聖徳大学児童学部の福田 弘教授の指導をいただきながら、昨年度は、人権感覚育成プログラム(学校教育編)を作成し、この度、人権感覚育成プログラム(社会教育編)を作成いたしました。

この人権感覚育成プログラム(社会教育編)は、体験活動や参加体験型の学習活動を組み入れて、保護者や地域住民の人権感覚をはぐくむことを目的としております。「自己尊重の感情」や「人間の尊厳・価値の尊重」などの人権感覚育成のための視点とともに、各人権課題を取り上げ、各市町村の公民館や教育集会所での講座、各学校のPTAの研修等で活用できるものとなっています。

本プログラムが、各市町村や学校等で広く活用され、保護者や地域住民が人権について理解を深めるだけでなく、「人権を体験する」ことで、自分の人権を守り、他の人の人権を守るための実践的な行動力を身に付け、人権感覚豊かな地域づくりに役立つことを期待しています。

おわりに、本プログラムの開発にあたり、御協力いただきました関係各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成21年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長
武 正 和 己